

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 長谷川 利明	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年9月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月31日～同年9月4日） 同年8月4日より ゲーティンステュートミュンヘン校で語学研修		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・語学研修		
・住民登録		
・在留届		
・滞在許可証取得		

平成26年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

（ドイツ）

大阪地方裁判所判事補 長谷川利明

1 語学研修

平成26年7月31日にミュンヘンに到着し、語学学校の研修が始まるまでの間、ホテルに宿泊した。同年8月4日からゲーティンスティテュートミュンヘン校でドイツ語の語学研修が始まり、[REDACTED]この期間は、語学研修に専念した。

2 住民登録

同年8月5日に、住民登録局（Einwohnermeldeamt）に行き、住民登録（Anmeldung）をした。受付で、申請書をもらい、整理券を取り、申請書に記入したりしながら面接時間まで2時間以上待機した。面接では、パスポート、申請書、語学学校のゲストハウスの住所の記載のある書面を提出したところ、部屋番号を聞かれて（ゲストハウスの住所の記載のある書面には部屋番号の記載はなかった。）、それに答えて、すぐに住民登録証明書（Amtliche Meldebestätigung fuer die Anmeldung）を発行してくれた。

3 在留届

また、同年8月6日に、在ミュンヘン日本国総領事館に行って在留届を提出しようとしたところ、インターネットで提出できるし、インターネットで提出すれば、記載事項に変更が生じたときにもインターネットで変更できるので（窓口で提出すると、記載事項に変更が生じた場合は、窓口で変更の書面を提出することになるとのこと）、インターネットで提出することを勧められたので、在留届は、インターネット（ORRnet）で必要事項を記入して送信して行った。

4 滞在許可証取得

同年9月4日に、滞在許可証（Aufenthaltserlaubnis）取得のための予約だけでもしようとな必要書類（なお、滞在許可申請書は、ミュンヘンKVR（Landeshauptstadt Muenchen Kreisverwaltungsreferat）のホームページからダウンロードして記入した。）をそろえてミュンヘンKVRの外国人局に行き、受付の人に滞在許可証を取得したいと言って必要書類を渡して、点検を受けた（なお、受付で点検を受けたのは、後記の

書類の①から⑤のみであった。)。そうしたところ、整理券をくれたので、自分の順番が来るまで待機した(この日は、20分くらいで呼ばれた。)。面接では、①パスポート、②滞在許可申請書、③資金証明書、④語学学校の受入受諾書面(ゲーティンスティテュートミュンヘン校、ゲーティンスティテュートフライブルク校)、⑤保険の加入証明書、⑥住民登録証明書、⑦証明写真、⑧秘書課長発、連邦司法省宛ての依頼書簡の写し、⑨人事局長名義の私が裁判官であることの証明書の写し、を提出し、②以外は、全て写しを取って返却してくれた。また、語学研修後はどうするのか聞かれて、ドイツの司法制度を研究する旨伝えた。

面接を終えて、紙をくれて、これを支払窓口に持っていくように言われて、持っていき、発行手数料50ユーロを支払い、しばらくして、平成27年8月3日までの滞在許可証の交付を受けた。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 長谷川 利明	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国 フライブルク
提 出 書 面 平成26年11月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月5日～10月3日） 同年9月5日より 引き続きゲーティンスティテュートミュンヘン校にて語学研修 同月30日 在ミュンヘン日本国総領事館主催の知的財産権講演会聴講 10月1日 ミュンヘン地方裁判所Ⅰ見学 同月2日 独日特許訴訟国際シンポジウムに参加		
キーワード欄 ・ 在ミュンヘン日本国総領事館主催の知的財産権講演会 ・ ミュンヘン地方裁判所Ⅰ ・ 独日特許訴訟国際シンポジウム		

平成26年11月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・フライブルク)

大阪地方裁判所 判事補 長谷川 利明

報告書簡(第2回)

平成26年9月5日～10月3日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 在ミュンヘン日本国総領事館主催の知的財産権講演会聴講

平成26年9月30日、在ミュンヘン日本国総領事館主催の知的財産権の講演会が行われた。[]による「FRAND宣言と損害賠償請求」と題する講演、及び、[]による「最近の特許関係判例と特許法改正」と題する講演を聴講した。

第二 ミュンヘン地方裁判所Iの見学

平成26年10月1日、ミュンヘン地方裁判所I(Landgericht München I)の[]を訪問し、同裁判所内を案内していただき、説明を受けた。

第三 独日特許訴訟国際シンポジウムに参加

平成26年10月2日、ミュンヘンにおいて、独日特許訴訟国際シンポジウムが開催され、同シンポジウムに出席した。内容は、日本及びドイツにおける特許申請についての講演([]、連邦通常裁判所[])や、日本及びドイツにおける特許訴訟についての講演(設楽隆一知的財産高等裁判所所長、デュッセルドルフ高等裁判所[])

)、日本及びドイツにおける最近の特許訴訟についての
講演 、連邦通常裁判所
等やその他パネルディスカッション等が
行われ、それぞれ質疑応答がなされた。

第四 ミュンヘンでの語学研修

前月より引き続きゲーティンスティテュートミュンヘン校で語学研修を受けている。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
長谷川 利明	大阪地方裁判所 判事補	ドイツ連邦共和国 フライブルク
提 出 書 面		
平成26年12月24日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月4日～11月3日）		
同年10月6日より ゲーティンスティテュートフライブルク校にて語学研修		
同月9日	フライブルク地方裁判所訪問	
同月30日	独日意見交換会に参加	
キーワード欄		
・フライブルク地方裁判所		
・独日意見交換会		

平成26年12月24日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・フライブルク)

大阪地方裁判所 判事補 長谷川 利明

報告書簡 (第3回)

平成26年10月4日～11月3日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 フライブルク地方裁判所訪問

平成26年10月9日、フライブルク地方裁判所 (Landgericht Freiburg) を訪問し、私の受入担当裁判官である同裁判所の [REDACTED] と研修計画について打ち合わせをし、今後の研修計画の概要について話し合った。

第二 独日意見交換会に参加

平成26年10月30日、ベルリンにおいて、ドイツ連邦司法・消費者保護省と法務省間の第8回意見交換会が開催され、同意見交換会に出席した。内容は、① 消費者である被害者の集団的救済 (ドイツ側は「集団訴訟についての法的基本問題—ドイツにおける法的状況の概観」、日本側は「集団的な消費者被害救済のための民事訴訟」、② 消費者である刑事犯罪被害者の法的救済 (ドイツ側は「犯罪被害者としての消費者—刑法及び刑事訴訟法における利益剥奪処分、特に集団的犯罪の場合について」、日本側は「犯罪被害財産の被害者への回復のための制度について—犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律を中心に」) のそれぞれのテーマについて、

ドイツ側、日本側からの報告が行われ、それぞれ活発な意見交換が行われたというものであった。独日間の法制度や考え方の異同等につきとても興味深かった。

なお、ドイツ連邦司法・消費者保護省側で、

も参加されており、この機会を利用して、休憩時間中に
に挨拶をした。

第三 フライブルクでの語学研修

平成26年10月4日にミュンヘンからフライブルクへ移動し、同月6日から、ゲーティンスティテュートフライブルク校で語学研修を受けている。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
長谷川 利明	大阪地方裁判所 判事補	ドイツ連邦共和国 フライブルク
提 出 書 面		
平成27年1月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月4日～12月31日）		
同年11月4日から同月26日 引き続きゲーティンスティテュートフライブルク校にて 語学研修		
同月28日	フライブルク地方裁判所所長訪問	
同日	フライブルク大学教授訪問	
同年12月1日より	フライブルク地方裁判所にて実務研究開始	
同月10日	欧州人権裁判所訪問	
キーワード欄		
・フライブルク地方裁判所 ・フライブルク大学 ・欧州人権裁判所		

平成27年1月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・フライブルク)

大阪地方裁判所 判事補 長谷川 利明

報告書簡(第4回)

平成26年11月4日～12月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 フライブルク地方裁判所所長訪問

平成26年11月28日、フライブルク地方裁判所(Landgericht Freiburg)を訪問し、研修に先立ち同裁判所 [REDACTED] に挨拶をした。

第二 フライブルク大学教授訪問

同日、フライブルク大学を訪問し、[REDACTED] から紹介を受けた [REDACTED] を訪問した。研究等についての相談や法学部図書館の利用が可能になった。

第三 フライブルク地方裁判所での実務研究開始

平成26年12月1日から、フライブルク地方裁判所での実務研究が開始した。私の受入担当裁判官が民事部であり、私の主な研究テーマが民事裁判に関するものであったことなどもあり、最初は、民事裁判からの実務研究ということになった。内容としては、時間が合えば事前に記録を読んだ上で、1日に1から3件程度の口頭弁論を傍聴し、裁判官に質問をするというようなものである。裁判官の単独事件の開廷日は

週に1日だけなので、毎日違う裁判官の裁判を傍聴したり、時々、合議事件も傍聴している。また、合議事件での、裁判官の事前合議や中間合議も傍聴させてもらった。

なお、年末は、事件も少なく、担当裁判官も休暇をとっていたので、担当裁判官の休暇に合わせて、[REDACTED]となった。

第四 欧州人権裁判所訪問

平成26年12月10日、欧州に留学している他の判事補の方々とフランスのストラスブールの欧州人権裁判所を訪問した。在ストラスブール日本国総領事館の新宅孝昭領事の案内のもと、大法廷の事件を傍聴した。また、事件傍聴終了後、隣接する欧州評議会において、[REDACTED]から、判決の執行についての説明を受けた。

第五 フライブルクでの語学研修

引き続き、ゲーティンスティテュートフライブルク校で語学研修を受けており、平成26年11月26日に終了した。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 長谷川 利明	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国 フライブルク
提 出 書 面 平成27年3月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～2月28日） 同年1月7日より 引き続きフライブルク地方裁判所にて実務研究 同月16日 ハンブルクにて独日法律家協会新年会に参加 同月17日 アウグスブルク大学にて裁判官の授業に参加 同月12日より フォルクスホッホシューレにて語学研修再開		
キーワード欄 ・フライブルク地方裁判所 ・独日法律家協会新年会 ・アウグスブルク大学		

平成27年3月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ連邦共和国・フライブルク)

大阪地方裁判所 判事補 長谷川 利明

報告書簡(第5回)

平成27年1月1日～2月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 引き続きフライブルク地方裁判所にて実務研究

年末年始の休暇の後、平成27年1月7日から、フライブルク地方裁判所においての実務研究を再開した。2月末までは、民事裁判を傍聴する予定で、予定どおり、2月末まで複数の裁判官の民事裁判を傍聴したり、記録を検討したり、話を聞いたりするなどして実務研究を進めていった。[]からの週は、ファストナハト(カーニバル)の週で、事件が入っておらず、担当裁判官も[]を取っていたため、それに合わせて[]となった。なお、3月から刑事裁判や少年事件の傍聴も予定することになった。

第二 独日法律家協会新年会

平成27年1月16日、ハンブルクにおいて、独日法律家協会の新年会が開催され、それに参加した。[]をはじめ、国際海洋裁判所(International Tribunal for the law of the Sea) []、連邦司法省の []や [] []からも参加されており、意見交換などをした。

第三 アウグスブルク大学にて裁判官の授業に参加

平成27年1月17日、ミュンヘン地方裁判所 I (Landgericht München I) の
[REDACTED] がアウグスブルク大学で大学生向けに行っている授業に、ゲストとして参加した。授業では、法務省刑事局付（検察官）でミュンヘン大学に留学中の山中純子さんが日本の検察のキャリアシステムについて説明をしたり、学生が模擬裁判を行ったりした。ほかに、アウグスブルクの弁護士などもゲストとして参加しており、授業後の食事会などで、意見交換などを行った。

第四 フォルクスホッホシューレにて語学研修再開

平成27年1月12日より、フライブルクのフォルクスホッホシューレで、ドイツ語の語学研修を再開した。実務研究に支障が出ないように、午後6時15分からのコースで週2回通うことにした。

以 上